

# 宮崎県公報

平成27年6月29日(月曜日) 第 2704 号

癷 行 禬

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

# 次 目

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行 細則の一部を改正する規則…………(自然環境課) 1

○有害興行の指定…………………(こども家庭課)27 ○民有林の保安林の指定予定………(自然環境課)28

○特定計量器の定期検査の実施………(商工政策課)28

小 告 ○県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続

の公表………(文化文教課) 29

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……(税務課)29

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

町村の意見(3件)……(商工政策課)30

○十地改良区の定款変更の認可…………(農村整備課)30

○県営土地改良事業計画の変更………( ″ ○農地保有合理化法人が行う土地改良事業の認可

申請の適当の決定………( ) 30

: ○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更……(水産政策課)31

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第40号

#### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という 。)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平 成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

改正後

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「 法」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」とい う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

\_(夜間銃猟に係る確認の申請書)

第4条 省令第13条の8第1項の申請書の様式は、夜間銃猟作業計 画確認申請書(別記様式第3号の2)によるものとする。

(指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付の申請書)

第5条 省令第13条の9第1項の申請書の様式は、指定管理鳥獣捕 獲等事業従事者証交付申請書(別記様式第3号の3)によるもの とする。

第6条 [略]

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請書等)

- 第7条 法第18条の3第1項の申請書の様式は、認定申請書(別記 様式第4号の2)によるものとする。
- 2 省令第19条の9第4項の申請書の様式は、認定証再交付申請書 (別記様式第4号の3)によるものとする。
- 3 省令第19条の9第5項の届出は、認定証亡失届出書(別記様式 第4号の3)によってするものとする。

第4条 [略]

# 宮崎県公報

- 4 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項の申請書の様式は、変更認定申請書(別記様式第4号の4)によるものとする。
- 5 省令第19条の12第1項の届出書の様式は、認定事項変更届出書 (別記様式第4号の5)によるものとする。
- 6 法第18条の7第4項の届出は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書 (別記様式第4号の6)によってするものとする。
- 7 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項の申 請書の様式は、認定有効期間更新申請書(別記様式第4号の7) によるものとする。

#### 第8条~第10条 [略]

(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定) 第11条 法第29条第7項ただし書に規定する鳥獣の保護に支障がないと認められる行為であって知事が定めるものは、次に掲げる行為とする。

#### (1)~(3) [略]

(4) 法第29条第7項第4号の政令で定める行為のうち、次に掲 げる行為

#### ア~カ 「略]

キ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第 120条第1項に 規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気 通信事業の用に供する設備、放送法(昭和25年法律第 132号 )による<u>基幹放送</u>の用に供する放送設備又は<u>有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18</u> 号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する放送 設備の管理に必要な行為

# ク~ス [略]

# <u>第12条</u>・<u>第13条</u> [略]

(住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請書)

第14条 省令第46条の2第1項の申請書の様式は、麻酔銃猟許可申 請書(別記様式第9号の2)によるものとする。

#### <u>第15条・第16条</u> [略]

(狩猟について必要な適性を確認した書面)

第17条 省令第59条の2の書面の様式は、狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面(別記様式第11号の2)によるものとする

#### 0

#### (狩猟者登録の申請書)

第18条 法第56条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第 134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の申請書の様式は、狩猟者登録申請書(別記様式第12号)によるものとする。

#### <u>第19条</u> [略]

(許可証等の再交付の申請書等)

- 第20条 省令第7条第10項、第11条の2第8項<u>第13条の9第4項</u> 、第15条第5項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項<u>第46条の2第4項</u>、第48条第5項及び第65条第9項の申請書の様式は、許可証等再交付申請書(別記様式第14号)によるものとする。
- 2 省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、第13条の9 第7項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第 6項、第46条の2第6項、第50条並びに第65条第10項の書面は、 許可証等亡失届出書(別記様式第14号)によるものとする。 (住所等の変更の届出)

#### 第5条~第7条 [略]

(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定) 第8条 法第29条第7項ただし書に規定する鳥獣の保護に支障がないと認められる行為であって知事が定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)~(3) [略]

(4) 法第29条第7項第4号の政令で定める行為のうち、次に掲げる行為

#### ア~カ 「略]

キ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第 120条第1項に 規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気 通信事業の用に供する設備、放送法(昭和25年法律第 132号 )による<u>放送</u>の用に供する放送設備又は<u>有線テレビジョン放</u> 送法(昭和47年法律第 114号)による有線テレビジョン放送 施設の管理に必要な行為

ク~ス 「略]

<u>第9条・第10条</u> [略]

第11条・第12条 [略]

#### (狩猟者登録の申請書)

第13条 法第56条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の申請書の様式は、狩猟者登録申請書(別記様式第12号)によるものとする。

#### <u>第14条</u> [略]

(許可証等の再交付の申請書等)

- 第15条 省令第7条第10項、第11条の2第8項、第15条第5項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書の様式は、許可証等再交付申請書(別記様式第14号)によるものとする。
- 2 省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条並びに第65条第10項の書面は、許可証等亡失届出書(別記様式第14号)によるものとする。

(住所等の変更の届出)

- 第16条 省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項、第15条 第6項、第20条第5項、第24条第5項<u>並びに第42条第5項</u>の規定 による届出は、住所等変更届出書(別記様式第14号)によってす るものとし、当該変更に係る許可証、従事者証、承認証、指定猟 法許可証、登録票又は販売許可証を添付するものとする。
- 2 省令第48条第4項及び第65条第8項(鳥獣被害防止特措法<u>第9条第5項</u>の規定により読み替えて適用する法第61条第4項の規定による届出の場合を含む。)の届出書の様式は、住所等変更届出書(別記様式第14号)によるものとし、当該変更に係る狩猟免状又は狩猟者登録証を添付するものとする。

第17条 [略]

別記

様式第1号(第2条関係)

(表面)

[略]

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項(及び 同法第9条第8項)の規定により、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の 採取等の許可(及び従事者証の交付)を受けたいので、次のとお り申請します。

[略]

(裏面)

記載上の注意事項

1~4 「略]

- 5 目的欄には<u>「学術研究」「有害鳥獣捕獲」</u>等、捕獲等をする 事由を記載すること。
- 6 「略]
- 7 方法欄には、使用する捕獲用具の名称等を記入すること。

8~10 [略]

11 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公共空地その他公衆の娯楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。

12 [略]

13 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃 器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する 者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法<u>第4条第1項第</u> 1号の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載すること。

- 第21条 省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項<u>第13条</u> <u>の9第5項及び第6項</u>、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項<u>第42条第5項並びに第46条の2第5項</u>の規定による届出は、住所等変更届出書(別記様式第14号)によってするものとし、当該変更に係る許可証、従事者証、承認証、指定猟法許可証、登録票又は販売許可証を添付するものとする。
- 2 省令第48条第4項及び第65条第8項(鳥獣被害防止特措法<u>第9条第6項</u>の規定により読み替えて適用する法第61条第4項の規定による届出の場合を含む。)の届出書の様式は、住所等変更届出書(別記様式第14号)によるものとし、当該変更に係る狩猟免状又は狩猟者登録証を添付するものとする。

第22条 [略]

別記

様式第1号(第2条関係)

(表面)

[略]

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第 2項(及び同法第9条第8項)の規定により、鳥獣の捕獲等及び 鳥類の卵の採取等の許可(及び従事者証の交付)を受けたいので 、次のとおり申請します。

[略]

(裏面)

記載上の注意事項

1~4 「略]

5 目的欄には<u>「学術研究(生態調査)」「管理(被害防止)」</u> <u>「管理(数の調整)」「保護(傷病鳥獣)」</u>等、捕獲等をする 事由を記載すること。

6 「略]

7 方法欄には、使用する捕獲用具の<u>名称</u>を<u>記入し、その構造、</u> 設置方法等を示す図面を添付すること。

なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付 図面に記載すること。

8~10 [略]

11 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法<u>(昭和32年法律第 161号)第21条第1項</u>の特別保護地区、都市計画法<u>(昭和43年法律第 100号)</u>第4条第6項に規定する都市計画施設である公共空地その他公衆の娯楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法<u>(昭和47年法律第85号)</u>第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載すること。

12 [略]

13 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、当該銃 器の所持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する 者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法<u>(昭和33年法律 第6号)第4条第1項</u>の規定に係る許可証番号及び交付年月日 <u>(所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者</u> の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類 所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第5条第2 項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び 交付年月日を含む。)を記載すること。

14 「略]

14 [略]

# 宮崎県公報

「略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項に規定する鳥獣による被害防止のための鳥獣捕獲等を次のとおり依頼します。

[略]

様式第3号(第3条関係)

[略]

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により、鳥獣の捕獲に係る従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

[略]

[略]

様式第2号(第2条関係)

[略]

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣による被害防止のための鳥獣捕獲等を次のとおり依頼します。

[略]

様式第3号(第3条関係)

[略]

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により、鳥獣の捕獲に係る従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

[略]

[略]

別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

# 様式第3号の2 (第4条関係)

夜間銃猟作業計画確認申請書

年 月 日

印

宮崎県知事 殿

認定証番号

申請者 住 所

電話番号

名 称

代表者の

氏 名

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の2第8項第2号の規定によ り、次の夜間銃猟に関する事項が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて確 認を受けたいので、次のとおり申請します。

事 業 名	
夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
捕獲等をする鳥獣 及び目標頭数	
	捕獲等の方法
夜間銃猟の実施方法	安全確保策
	捕獲等をした個体の
	回収及び処分方法
	発 注 者
夜間銃猟の実施体制	現場の実施体制
	関係機関との調整状
	況及び連携方法
夜間銃猟をする者	
住民の安全確保・周辺地域へ の 注 意 喚 起 の 方 法	
備考	

#### 記載上の注意事項

- 1 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
- 2 夜間銃猟の実施区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。
- 3 夜間銃猟の実施方法の捕獲等の方法欄には、「餌付けにより誘引して射撃する方法」等の方法を記載すること。
  - 安全確保策欄には、明るさの確保の方法(照明器具又はナイトスコープの使用等)、バックストップの確保、着弾点の安全性の確認、捕獲等をした個体の回収方法、警戒心の高いシカを増やさないための効果的な捕獲等の方法等について具体的に記載すること。
- 4 夜間銃猟の実施体制の現場の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置(現場責任者の配置、射手の名前及び狩猟免許番号)、緊急連絡体制等を記載すること。 関係機関との調整状況及び連携方法欄には、市町村及び警察署を含む関係機関との調整状況、連携方法等について記載すること。
- 5 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の要件を満たす射手のうち本申請で夜間 銃猟に従事する全ての射手の名前、狩猟免許番号、使用する銃の種類、所持許可証番号及び 所持許可証交付年月日を記載すること。
- 6 住民の安全確保及び周辺地域への注意喚起の方法欄には、住民の立入禁止措置、立入りの有無の確認方法等を記載すること。

#### 添付書類

- 1 夜間銃猟の実施区域を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図及び必要に応じて実施場所 の状況が分かる天然色写真
- 2 夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面並びに射撃場所、射撃方向、その付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確保するために必要な事項を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真等の中から必要な書類
- 3 夜間銃猟安全管理規程
- 4 認定証の写し及び夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿
- 5 必要に応じて、別紙により詳細な作業計画を添付すること。

# 様式第3号の3 (第5条関係)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 主 た る 〒 一

事務所の

所 在 地 電話番号

名 称

代表者の

氏 名 印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の2第9項により読み替えて 適用する同法第9条第8項の規定により、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたい ので、次のとおり申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業 の 実 施 期 間	
指定管理鳥獣捕獲等事業 の 実 施 区 域	
従事者の住所・氏名・ 職 業 ・ 生 年 月 日	別紙「指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿」のとおり

# 記載上の注意事項

氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

	孙
	#
	徙
	Ĝ
	<b>参</b>
	業
	冊
	₩
	變
	業
	獣
	1
	뻾
	賉
	渔
دا	•
K.	笳
Ē	
7	

事	<b>三</b>						
是 第二	銃砲の種類						
※銃器を使用する場合	交付年月日						
 	所持許可証番号						
4年11日							
	黄 米						
ū	ī						
4 1 1	\ ₹						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>						

(圧) ※については、銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃器について記載し、銃砲の種類欄には散弾銃、 ライフル銃、空気銃等の別について記載すること。

— 8 —

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第4号(第4条関係)

[略]

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の 規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の 捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する 同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

[略]

[略]

<u>(注)</u> <u>1~3</u> [略]

「略]

様式第 4 号 (<u>第 6 条</u>関係) [略]

> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15 条第4項ただし書の規定により指定猟法禁止区域における指 定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11 項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記の とおり申請します。

改正後

[略]

[略]

記載上の注意事項

<u>1~3</u> [略]

[略]

別記様式第4号の次に次の6様式を加える。

#### 様式第4号の2 (第7条関係)

認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 –

申請者 住 所

電話番号 — — —

名 称

代表者の

氏 名

囙

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の2の規定により、鳥獣捕獲等事業が同法第 18 条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、次のとおり申請します。

という   とは   とは   とは   とは   とは   とは   とは   と		下明しより。	
により捕獲等を する鳥獣の種類 及びその方法	는 지난 한 사과 산산 극을 개선	装薬銃を使用して捕獲等を 4	ツキノワグマ 5 ニホンザル
及びその方法	により捕獲等を	する鳥獣の種類	
		する鳥獣の種類	
捕 獲 従 事 者 別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり   安 全 管 理 体 制   夜 間 銃 猟 の 実 施			
		事業管理責任者の役職・氏名	
夜間鏡猟の実施       1有       2無	鳥獣捕獲等事業	捕獲従事者別	紙1「捕獲従事者名簿」のとおり
夜 間	の実施体制	安全管理体制	
に従事する者の		夜間銃猟の実施 1	有 2 無
	鳥獣捕獲等事業		
技能及び知識	に従事する者の		
	技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業	鳥獣捕獲等事業		
に従事する者に	に従事する者に		
対する研修の実			

# 記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣について記載すること。
- 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

# 添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別葉に記載の上、これを添付すること。
- 2 添付書類は、別紙2に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類とする。

【別紙1】捕獲従事者名簿

【 加 加 工 】 1	C 1. D D 10				
		狩猟免許	※銃器を使	用する場合	救急救命
氏名	生年月日	の種類	At Th の毛垢	※夜間銃猟	講習の
		りが里須	銃砲の種類	をする者	受講の有無

捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類(第一種銃猟免 許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許)を記載すること。
- 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事 業で使用する全ての銃砲の種類(散弾銃、ライフル銃、空気銃等)を記載すること。
- 4 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟 をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を 修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- 5 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。 なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。

# 【別

J紙 2 】添付書類一覧
※本申請書に添付した書類について、□に✔印を付すこと。
<ul> <li>□ 法人の定款又は寄附行為</li> <li>□ 法人の登記事項証明書</li> <li>□ 役員及び事業管理責任者の名簿(代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)</li> <li>□ 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類</li> <li>□ 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)</li> </ul>
。 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面  □ 事業責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し  □ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
□ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類 □ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
□ 施行規則第 19 条の7に規定する研修に関する計画書 □ 事業者の捕獲実績を記した書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類(事業の契約書、仕様書、事業報告書等)並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。) □ 役員及び事業管理責任者が施行規則第 19 条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書 □ 施行規則第 19 条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類 □ 申請者が法第 18 条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書
(銃猟による事業を実施する場合) □ 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)
<ul> <li>(夜間銃猟を実施する場合)</li> <li>□ 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類         <ul> <li>・射撃技能を証明する書類</li> <li>・捕獲実績に関する書類</li> <li>・人格識見を有する旨の推薦書</li> <li>□ 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し</li> <li>□ 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程</li> </ul> </li> </ul>

# 様式第4号の3 (第7条関係)

			認定証再認定証亡				年	月	日
宮崎県角	印事 殿								
住 所		電話番号	) _		_				
名 称									
代表者の 氏 名					印				
□ 再交 下記 関する □ 亡失 下記	(該当項目の□に <b>√</b> 印を付す) □ 再交付申請 下記のとおり認定証を亡失(滅失)したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律施行規則第19条の9第3項の規定により認定証の再交付を申請します。 □ 亡失届出 下記のとおり認定証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の9第5項の規定により届け出ます。								
認定証	番号								
於是此	交付年月日		年	月	Ħ				
亡失・派	<b>滅失した事情</b>								

# 記載上の注意事項

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□に✔印を付すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

# 様式第4号の4 (第7条関係)

変更認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

₹

住 所

電話番号

名 称

代表者の

氏 名

印

年 月 目付け 第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更の認定を 受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項におい て準用する同法第18条の3の規定により、次のとおり申請します。

認定証の番号				
認定証の交付年月日	年	月	日	

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日		

記載上の注意事項

氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

# 様式第4号の5 (第7条関係)

認定事項変更届出書

年 月 日

印

宮崎県知事 殿

 $\mp$ 

申請者 住 所

電話番号

名 称

代表者の

氏 名

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7第3項の規定により届け出ます。

	7 - 7 9
変更前の住所	〒 一
変更前の名称	
変更前の代表者の氏名	
認定証の番号	
認定証の交付年月日	

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更日(又は 変更予定日)		

#### 記載上の注意事項

- 1 申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更がない場合は、変更前の住所、変更前の名称 及び変更前の代表者の氏名欄を省略することができる。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

#### 添付書類

申請書類の変更を行うときは、変更後の書類を添付すること。

# 様式第4号の6 (第7条関係)

認定鳥獸捕獲等事業廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 − 住 所

電話番号 — — —

名 称

代表者の

氏 名 印

認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第18条の7第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定証の番号				
認定証の交付年月日	年	月	Ħ	
廃止した日	年	月	Ħ	

記載上の注意事項

氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

# 様式第4号の7 (第7条関係)

認定有効期間更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

名 称

代表者の

氏 名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、認定 の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認	定	証	の	番	号	
認	定 証	の交	そ付	年 月	日	年 月 日
認 :	定をし	た都	道府り	県知事	4名	

鳥獣捕獲等事業 により捕獲等を する鳥獣の種類 及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他( )空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類かなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類網を使用して捕獲等をする
	鳥獣の種類
鳥獣捕獲等事業 の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名 捕 獲 従 事 者 別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり 安 全 管 理 体 制
	夜 間 銃 猟 の 実 施 1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業 に従事する者の 技能及び知識	
鳥獣捕獲等事業 に従事する者に 対する研修の実 施	
研修の実施状況	

# 記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わ な・網ごとに対象とする全ての鳥獣について記載すること。
- 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

### 添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別葉に記載の上、これを添付すること。
- 2 添付書類は、別紙2に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類とする。

【別紙1】捕獲従事者名簿

M M I J 抽发此事有有得									
		狩猟免許	※銃器を使	用する場合	救急救命				
氏 名	生年月日		会なの 種類	※夜間銃猟	講習の				
		の種類	銃砲の種類	をする者	受講の有無				

捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- 2 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類(第一種銃猟免 許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許)を記載すること。
- 3 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類(散弾銃、ライフル銃、空気銃等)を記載すること。
- 4 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- 5 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。 なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。

# 【別紙2】添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✔印を付すこと。 ※前回申請時に提出した書類から変更がなく、かつ、更新の際に改めて提出させて確認する必要がないと知事が認める場合は、その添付を省略することができる。ただし、下線のものは必須とする。
<ul><li>□ 法人の定款又は寄附行為</li><li>□ 法人の登記事項証明書</li><li>□ 役員及び事業管理責任者の名簿(代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職)</li></ul>
□ 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類 □ 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
□ 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
□ 事業責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し □ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書 類(新たに受講した者に限る。)
□ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類(新たに修了した者に限る。)
□ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類(新たに修了した者に限る。) □ 施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
□ 研修の実施状況に関する報告書 □ 事業者の捕獲実績を記した書類(鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、 実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類(事業の契約書、仕様書、事 業報告書等)並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故 に関する報告書を含む。)
□ 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
□ 施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業 の被共済者であることを証する書類
□ 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書
(銃猟による事業を実施する場合) □ 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号)第 5 条第 2 項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)
(夜間銃猟を実施する場合) □ 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類 ・射撃技能を証明する書類 ・捕獲実績に関する書類
・人格識見を有する旨の推薦書  □ 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し(新たに修了した者に係る修了証の写しに限る。)  □ 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改正前 改正後 様式第5号(第5条関係) 様式第5号(第8条関係) [略] 「略] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項(第19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第 条第5項)の規定により鳥獣の飼養の登録(有効期間の更新)を 1項(第19条第5項)の規定により鳥獣の飼養の登録(有効期間 の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。 受けたいので、次のとおり申請します。 「略] 「略] 様式第6号(第6条関係) 様式第6号(第9条関係) 「略 「略 鳥獣の譲受け(引受け)をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適 鳥獣の譲受け(引受け)をしたので、鳥獣の保護及び管理並び 正化に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり届け出 に狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、次のと ます。 おり届け出ます。 「略] 「略】 「略] 「略] 様式第7号(第7条関係) 様式第7号(第10条関係) 販売禁止鳥獣等の販売をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適 販売禁止鳥獣等の販売をしたいので、<u>鳥獣の保護及び管理並び</u> 正化に関する法律第24条第1項の規定により、次のとおり申請し に狩猟の適正化に関する法律第24条第1項の規定により、次のと おり申請します。 [略] [略] 様式第8号(第9条関係) 様式第8号(<u>第12条</u>関係) [略] [略] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第 により鳥獣保護区特別保護地区(特別保護指定区域)内における 7項の規定により鳥獣保護区特別保護地区(特別保護指定区域) 行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により次のとおり 内における行為の許可を受けたいので、同条第8項の規定により 次のとおり申請します。 申請します。 [略] [略] 記載上の注意事項 記載上の注意事項 1 「備考」欄には次の事項を記入すること。 1 「備考」欄には次の事項を記入すること。 (1)・(2) [略] (1)・(2) [略] (3) 過去に<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>の許可 (3) 過去に<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する</u> を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番 法律の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分 号及び付された条件 の日付、番号及び付された条件 2 [略] 2 「略] 「略〕 「略] 様式第9号(第10条関係) 様式第9号(第13条関係) [略] [略] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第1項の 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32 規定により損失補償を受けたいので、同条第2項の規定によ 条第1項の規定により損失補償を受けたいので、同条第2項 の規定により次のとおり請求します。 り次のとおり請求します。 鳥獣保護区等の名称 鳥獣保護区( 特別保護地区) 鳥獣保護区等の名称 鳥獣保護区( 特別保護地区) 補償請求の原因とな □ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 補償請求の原因とな □ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関 った行為・箇所 する法律第28条第11項の規定による った行為・箇所 適正化に関する法律第28条第11項の 鳥獣保護区内の鳥獣保護の施設の設 規定による鳥獣保護区内の鳥獣保護 の施設の設置 □ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関 □ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の する法律第29条第7項の規定による 適正化に関する法律第29条第7項の 特別保護地区内の行為の申請に係る 規定による特別保護地区内の行為の 不許可 申請に係る不許可 □ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関 □ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の する法律第29条第10項により同条第 適正化に関する法律第29条第10項の 7項の許可に条件を付せられたこと 規定により同条第7項の許可に条件

を付せられたこと。

		<u>'呂'</u>	- 崎	 <u>公</u>	<b>型</b>	
	[略]			 		[晒各]
[略]						[ #各]
<u>注 1~3</u> [略]						記載上の注意事項
[略] 注 <u>1~3</u> [略]						<u>1~3</u> [略]
Γm/z ¬						
L-HJ	L = 1 14-14	~ سل ط	~			[略]
別記様式第9号の次に	欠の 1 様式	を加え	る。			

# 様式第9号の2 (第14条関係)

				麻酢	於猟許	可申請書						
	ωn.									年	月	日
宮崎県知事	殿	E	申請者	住	所	₹	_					
				,	// 1	電話番号	<u>1</u> ,	_		_		
				氏	名							印
				職	業							
				生生	年月日		年		月		日	
鳥獣の保護 集合地域等に											とによ	り、住居
使用する原	床酔薬	の名称	及び	量								
住居集合地域な けれ に				ごし 由								
捕獲	等	の	期	間								
捕獲	等	の	区	域								
捕獲等をす	る鳥獣	の種類	及び数	: 量								
危害の防	止の	ため	の措	置								
麻酔銃の所持	可者以	外が実施	する場	合								
は人命救助等 書の番号及で												

#### 記載上の注意事項

- 1 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施 用量を明示すること。
- 2 住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由欄には、当該住居集合地域で 実施しなければならない理由、麻酔銃猟によらなければならない理由等を記載すること。
- 3 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
- 4 危害の防止のための措置欄には、人の身体及び生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置(方法等の工夫等)を具体的に記入すること。
- 5 麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日欄の人命救助等に従事する者届出済証明書は、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第5条第2項に規定するもの について記入すること。
- 6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 留意事項

住居集合地域の麻酔銃猟については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、更に、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

次の表の記	改正前の権	闌に掲げる	る規定を同る	長の改正後の	欄に掲げる規矩	定に下線で示す	まように	改正する。					
			改正前						改正征	发			
様式第10号	第11条	関係)				様式第10号	· ( <u>第15条</u>	関係)					
			(表面)						(表面	j)			
[略]						[略]							
[略]					[略	[略]							[略
狩猟り	免許を受り	ナたいので	で、鳥獣の仏		(の)	狩猟タ	色許を受け	ナたいのつ	で、鳥門	獣の保証	要及び1	<b>管理並</b>	
				より、次のと				上に関する				_	
	します。	211-21-3-2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					青します。		1/14	,,0,0		
[略]	-					[略]		1,00,00					
[略]						[略]							
「略」						[略]							
[ Lmt]	l		(裏面)			LMEI			(裏面	i)			
「略			(玄田)			「略]			(表)田	17			
		<b>番 75 ヶ</b> にをなる	単の適正化ル	・関する注角	建又は同法の			要及び管理	田光でパ	- 2436	の適正ん	レル 思月-	ナス辻律
' ' -					刑に処せら			夏 <u>次 い 百り</u> 定に基づ。					
	に基づく ことの有無		こに進火し	C 訓並以上0	/川に処せり					ク尻化(	- 建汉(	ン ( 計5	正以上の
[略]	_ 137	**				「略」		たことの7	ヨ 無				
[略]		日日だり				[略]		BB ITS \					
様式第11号	第12余	() () ()	(+)			様式第11号	10余	送送	( <del> </del>	-\			
			(表面)			5.43			(表面	J)			
[略]						[略]							
[略]					[略	[略]							
			-	鳥獣の保護及									
			_	1 項の規定に	ニよ			の適正化に				第1項	
	のとおり目	申請します	r.					欠のとおり	り申請	します。			
[略]						[略]							
[略]		1				[略]						1	
免許の	狩猟免	講習会	<u>i</u>	<b>適性試験の</b> 結	1里	免許の	狩猟免	講習会	適性	試験の	結果	※ 適	性試験
種類	許番号		視力	<u>聴力</u>	運動能力	種類	許番号		視力	聴力	運動	<u>の</u>	<u>免 除</u>
											能力		
[略]						[略]							
			(裏面)						(裏面	j)			
[略]						[略]							
免許の精	重類					免許の利	重類						
						<u>(4)</u>	忍定鳥獣技	甫獲等事刻	業の従	事者の均	易合には	おいて、	狩猟に
						ついて	て必要なi	適性を有っ	するこ。	との確認	忍(確認	忍がなる	されてい
								生の確認権					
						適性の研	在認 □						
記載上	の注意事項	頁	記載上の注意事項										
1 • 2	「略〕				1 • 2								
	F-7HJ					添付書類	L 113						
							_	適性の値	定辺が1	ヤさわっ	ているも	具合 は	認定自
								が当該従い					
								<u>ルヨ該促き</u> た旨の書[		•			
								- 日の吾	田 【別記	山水八万	till 左	<u>,, () (</u>	工 1937 17 9
						<u>ること。</u>							

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

# 様式第11号の2 (第17条関係)

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

年 月 日

宮崎県知事 殿

 〒
 —

 住
 所

 電話番号
 —
 —

名 称

代表者の 氏 名

印

以下の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することを確認したので、同法施行規則第 59 条の2の規定により、提出します。

認	定	証	の	番	号	
認	定証	のな	を付	年 月	日	年 月 日
認気	官をし	た都	道府	県知事	事名	

事業従事者の氏名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを 確認した方法	結 果

### 記載上の注意事項

- 1 適性を有することを確認した日欄には、狩猟免許の更新の申請前1年以内の年月日を記載すること。
- 2 適性を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康 状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施 した方法(医師の診断書、健康診断の結果等)を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

# 留意事項

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
- 2 複数人分をまとめて作成することができる。
- 3 この証明書は、本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規	
改正前	改正後
様式第12号( <u>第13条</u> 関係)	様式第12号( <u>第18条</u> 関係)
(表面)	(表面)
[略]	[略]
※放鳥獣猟区の区域の登録の	※放鳥獣猟区の区域の登録の
	有無
	※法施行規則第65条第1項第
	7号、第8号又は第9号の該
	当者であるか否かの別
[略]	<u> 当名とのるが当からが</u> [略]
[mb]	[略]
	[略] [略]
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の</u> ]	下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の
保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条(鳥獣に	保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56
よる農林水産業等に係る被害の防止のための特別措	条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のた
置に関する法律第9条第5項の規定により読み替え	めの特別措置に関する法律第9条第5項の規定によ
て適用する場合を含む。)の規定により申請します	り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により
0	申請します。
[略]	[略]
[略]	[略]
(裏面)	(裏面)
[略]	[略]
(3) [略]	(3) [略]
[略]	[略]
	(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者
	であるか否かの別(該当の□にレ印を付する。)
	□ 許可捕獲等をした者 □ 許可捕獲等に従事した者
	□ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 □ いずれにも該当しない
(4) [昭]	(5) [略]
	[略]
(5) [略]	(6) [略]
[略]	[略]
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第	(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
67条の要件に関する事項	施行規則第67条の要件に関する事項
[略]	[略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
[略]	[略]
記載上の注意事項	記載上の注意事項
1~3 [略]	1~3 [略]
4 (6)は、職業を具体的に記載し、 <u>さらに</u> 職業分類の該当	4 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番
番号を○で囲むこと。	号を○で囲むこと。
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。	5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲
員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場	員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場
合は「否」と記載するものとする。	合は「否」と記載するものとする。
	また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する
	法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該
	当者であるか否かの別の欄は、該当者である場合は「有」
	を、該当者でない場合は「否」と記載するものとする。
6 [略]	6 [略]
添付書類	添付書類
1 - 2 [ [ [ ]	1 - 2 [m/z]

		4 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
		る法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の
		該当者にあっては、狩猟税減免措置について要件を備えて
		いることを証する書面
	[略]	[略]
様	式第13号( <u>第14条</u> 関係)	様式第13号( <u>第19条</u> 関係)
	(表面)	(表面)
	[略]	[略]
	※放鳥獣猟区の区域の登録の	※放鳥獣猟区の区域の登録の
	有無	有無
		※法施行規則第65条第1項第
		7号、第8号又は第9号の該
		当者であるか否かの別
		※対象鳥獣捕獲員であるか否
	[略]	[略] <u>かの別</u>
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保 ]	下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保 ]
	護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規	護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条
	定により申請します。	第2項の規定により申請します。
	[略]	[略]
	[略]	[略]
١	(裏面)	(裏面)
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	添付書類	添付書類
	1 • 2 [略]	1 • 2 [略]
		3 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
		る法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の
		該当者である場合は、狩猟税減免措置について要件を備え
		ていることを証する書面
	[略]	[略]
様	式第14号( <u>第15条、第16条</u> 関係)	様式第14号( <u>第20条、第21条</u> 関係)
	[略]	[略]
	(該当項目の□にレ印を付す)	(該当項目の□にレ印を付す)
	□ 住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1)	□ 住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1)
	下記のとおり住所等の変更をしたので、 <u>鳥獣の保護及び</u>	下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び
	狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第61条第4項	管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第
	)又は同法施行規則(第7条第11項、第7条第12項、第11	61条第4項)又は同法施行規則(第7条第11項、第7条第
	条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5	12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項、第13条の9
	項、第42条第5項)の規定により届け出ます。	第 6 項、第15条第 6 項、第20条第 5 項、第24条第 5 項、第
		42条第 5 項 <u>、第46条の 2 第 5 項</u> )の規定により届け出ます
		0
	□ 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲	□ 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲
	員でなくなった場合の届出書(※2)	員でなくなった場合の届出書(※2)
	下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業	下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業
	等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条	等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条
	第5項の規定により読み替えて適用する <u>鳥獣の保護及び狩</u>	第5項の規定により読み替えて適用する <u>鳥獣の保護及び管</u>
	猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出	理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第 4 項の規定に
	ます。	より届け出ます。
	□ 亡失届出	□ 亡失届出
	下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及	下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及
	び狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項、第	び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条
	7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第	第13項、第7条第14項、第11条の2第10項 <u>、第13条の9第</u>

	6 項、第24条第 (	6 項、第42条第 6 項、第50条、第65条第10		<u>7項</u> 、第15条第7	7 項、第20条第 6 項、第24条第 6 項、第42			
	項)の規定により	)届け出ます。		条第 6 項 <u>、第46</u> 条	<u>条の2第6項</u> 、第50条、第65条第10項)の			
				規定により届け出	出ます。			
	□ 再交付申請			□ 再交付申請				
	下記のとおり狩猟免状等を亡失(滅失、汚損、破損)し			下記のとおり狩猟免状等を亡失(滅失、汚損、破損)し				
	たので、 <u>鳥</u> 獣の傷	R護及び狩猟の適正化に関する法律 (第 9		たので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する</u>				
	条第 9 項、第15条第 7 項、第19条第 6 項、第24条第 6 項、			<u>法律</u> (第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24				
	第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)又は同法施			条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)				
	「行規則(第11条の 2 第 7 項)の規定により狩猟免状等の再			又は同法施行規則(第11条の2第7項 <u>第13条の9第4項</u>				
	交付を申請します	<b>t</b> .		<u>、第46条の2第4項</u> )の規定により狩猟免状等の再交付を				
				申請します。				
	狩猟免状等の種類	(該当項目の□にレ印を付す)		狩猟免状等の種類	(該当項目の□にレ印を付す)			
		□狩猟免状 □狩猟者登録証 □狩			□狩猟免状 □狩猟者登録証 □狩			
		猟者記章 □鳥獣の捕獲等許可証			猟者記章 □鳥獣の捕獲等許可証			
		□従事者証 □承認証(対象狩猟鳥獣			□従事者証 □承認証(対象狩猟鳥獣			
		) □指定猟法許可証 □鳥獣飼養			) □指定猟法許可証 □鳥獣飼養			
		登録票 □販売許可証 □承認証(			登録票 □販売許可証 □承認証(			
		特定猟具使用)			特定猟具使用) □指定管理鳥獣捕獲			
					等事業従事者証			
	[略]			[略]				
	(注) <u>1~3</u> [	略]		記載上の注意事項				
				<u>1~3</u> [略]				
				4 法人にあっては、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名の				
				欄は名称と代表者名を記入すること。_				
	[略]			[略]				
	附則							

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。 )の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の 相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することが できる。

#### 宮崎県告示第 425号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎 県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行と して次のものを指定した。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-13	映画	ザ・禁断保健室 -美人女校医の場合-	下元組 <新日本映像>	平成27年6
27年-14	映画	女詐欺師と美人シンガー お熱いのはどっち?	浜野組 <新日本映像>	月19日
27年-15	映画	色欲絵巻 千年の狂恋	竹洞組 <オーピー映画>	
27年-16	映画	女忍者 潮吹き忍法帖	渡辺(元)組 <オーピー映画>	

# 宮崎県公報

30日まで

27年-17	映画	オナニーシスター たぎる肉壺	榊組   <オーピー映画>		
27年-18	映画	人妻や・り・ま・ん旅行 うずく肉体	的場組 <新東宝映画>		
27年-19	映画	情炎の島 濡れた熱帯夜	山内組 <オーピー映画>		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の 犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

#### 宮崎県告示第 426号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第2項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七 折字舟ノ尾2242、2243
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦 覧に供する。)

# 宮崎県告示第 427号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成27年11月2日から平成27年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象とな る特定計 量器	検査期日	検査受付 問	検査場所	検査区域
質量計	8月5日	午前11時から 午後5時まで	えびの市 役所真幸 出張所	えびの市 全域
	8月6日	午前 9 時から 午後 5 時まで	飯野地区 コミュニ ティセン	えびの市 全域
	8月7日	午前9時から 午後2時30分まで	ター えびの市 役所	えびの市 全域
	8月5日 から9月	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計 量検定所	えびの市 全域

	30日まで			
質量計	8月19日	午後1時から	椎葉村役	椎葉村全
	0 110011	午後5時まで	場場	域
	8月20日	午前9時30分から	諸塚村中	諸塚村全
	0 17 00 17	正午まで	央公民館	域
	8月20日	午後2時から	北郷区林	美郷町全
		午後5時まで	業センタ	域 
			- 1 階研	
			修室	
	8月21日	午前9時から	西郷区ニ	美郷町全
		午前11時まで	ューホー	域
			プセンタ	
	8月21日	正午から	南郷区多	美郷町全
		午後2時まで	目的セン	域
			ター	
	8月19日	午前 8 時30分から	宮崎県計	椎葉村、
	から9月	午後 5 時15分まで	量検定所	諸塚村、
	30日まで			美郷町全
				域
質量計	8月26日	午前11時から	門川町役	門川町全
		午後5時まで	場	域
	8月27日	午前9時から	日向市役	日向市全
		午後5時まで	所	域
	0 11 00 11	午前9時から	東郷総合	日向市全
	1 8 月28日	1 13 3 - 3	7147 T THE I	
	8月28日	午後2時まで	支所	域
		午後2時まで 午前8時30分から	支所 室崎県計	域 門川町
	8月26日	午前 8 時30分から	宮崎県計	門川町、
	8月26日から9月			門川町、日向市全
	8月26日	午前 8 時30分から	宮崎県計	門川町、
質量計	8月26日から9月	午前 8 時30分から	宮崎県計	門川町、日向市全
質量計	8月26日 から9月 30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	門川町、日向市全
質量計	8月26日 から9月 30日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで 午前11時から	宮崎県計 量検定所 北浦町総	門川町、日向市全
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで	宮崎県計量検定所 北浦町総合支所	門川町、日向市全域
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで 午後2時30分から	宮崎県計量検定所 北浦町総合支所 北川町総	門川町、日向市全域 延岡市北方町、北
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日 9月10日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで 午後2時30分から 午後5時まで	宮崎県計 量検定所 北浦町総 合支所 北川町総 合支所	門川町、日向市全域 延岡市北 方町、北 川町、北
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日 9月10日 9月11日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで 午後2時30分から 午後5時まで 午前9時30分から 午後1時まで	宮崎県計量検定所 北浦町総合支町 北方町総合支所 北方町総合支所	門川町、 日向市全 域
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日 9月10日 9月11日 9月10日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで 午後2時30分から 午後5時まで 午前9時30分から 午後1時まで 午前8時30分から	宮崎県計量検定所 北浦町総 合支所 北方町総 合支所 名支崎県計	門川町、日向市全域 延岡市北 方町、北 川町、北
質量計	8月26日 から9月 30日まで 9月10日 9月10日 9月11日	午前8時30分から 午後5時15分まで 午前11時から 午後2時まで 午後2時30分から 午後5時まで 午前9時30分から 午後1時まで	宮崎県計量検定所 北浦町総合支町 北方町総合支所 北方町総合支所	門川町、日向市全域 延岡市北方町、北川町、北

#### 備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律( 昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。

# 公告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 県立芸術劇場(以下「劇場」という。)
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市船塚 3 丁目 210番地
- (3) 設置目的 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な 文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民 生活の創造に寄与するための施設
- 2 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 劇場の利用に関する業務
- (2) 劇場(敷地を含む。)の維持管理に関する業務
- (3) 宮崎国際音楽祭に関する業務
- (4) 県民文化振興事業(招へい公演、自主企画制作公演、教育普及及び芸術文化発信の各事業)に関する業務
- (5) その他県立芸術劇場指定管理者募集要領(以下「募集要領」 という。)で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立芸術劇場管理規則( 平成5年宮崎県規則第47号)第19条に規定する管理の基準による

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し 、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有し、もしくは宮崎県内に事業所又は事務所を設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。) であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第 167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規 定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該 処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接 な関係を有する者がいないこと。

- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されていること。
- (2) 経費の縮減が図られる事業計画であること。
- (3) 劇場の効用を最大限に発揮する事業計画であること。
- (4) 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。
- (5) 県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。
- (6) 事業計画を確実に実施するための管理運営能力を有すること
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立芸術劇場指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部文化文教課文化担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電 話番号0985(26)7117
- (2) 配布期間 平成27年7月1日から平成27年8月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
  - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成27年7月22日から平成27年8月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県総合政策部文化文教課文化担当 宮崎県宮崎市橘通東2 丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7117

この募集に関する詳細は、募集要領による。

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

免税証の種類
 100ℓ券1枚

100ℓ券1枚 200ℓ券7枚

2 用途農業等

12 その他

3 記号及び番号

100ℓ券G 3402658

200ℓ券H 3403900~H 3403906

4 有効期間

平成26年11月7日から平成27年3月31日まで

# 宮崎県公報

- 5 免税証に記載した販売店の名称 有限会社山崎鉱油
- 6 紛失年月日

平成26年11月9日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗の名称及び所在地
 フェニックスガーデンうきのじょう
 宮崎市柳丸町 150、 151の一部、 152の一部、 163-1、 163-2、 165、 166、 167、 168-1の一部

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年2月18日

3 意見の概要 意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年6月29日から平成27年7月29日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール宮崎
  - 宮崎市新別府町船戸 750番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成27年2月1日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年6月29日から平成27年7月29日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法 | という

。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ボンベルタ橘

宮崎市橘通西三丁目10番32号 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法附則第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更 平成27年3月19日
- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年6月29日から平成27年7月29日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、綾川総合土地改良区(国富町)から平成27年3月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、宮浦地区県営土地改良事業(日南市、農地保全整備事業(急傾斜対策))に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
  - 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成27年6月29日から平成27年7月28日まで

- 3 縦覧場所
  - 日南市役所農村整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87 条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに 係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第95条第3項において準用

する同法第8条第1項の規定により、農地保有合理化法人(公益社 団法人宮崎県農業振興公社(宮崎市))が行う土地改良事業(宮崎 市長園原地区、団体営土地改良事業(口蹄疫埋却地再生活用対策事 業))の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
  - 決定に係る土地改良事業計画書及び規約の写し
- 2 縦覧期間

平成27年6月29日から平成27年7月28日まで

3 縦覧場所

宮崎市農業振興課内

宮崎市佐土原総合支所農林水産課内

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成27年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第16位、生産額で全国第14位 (平成24年) の漁獲実績を示している。県内においては、地域 的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要 な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度(法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事 管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海		平成26年	平成27年
洋生物資源の	まさば及びごまさば	21,000トン	25,000トン
期間別に定め	まいわし	若干	若干
る数量	まあじ	若干	若干

- (注) 「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。
- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源 の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業	網漁業	
第1種特定海		平成26年	平成27年
洋生物資源の	まさば及びごまさば	20,506トン	24,445トン
期間別に定め	まいわし	若干	若干
る数量	まあじ	若干	若干

- (注) 「平成26年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成26年7月から平成27年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成26年1月から平成26年12月までである。「平成27年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成27年7月から平成28年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成27年1月から平成27年12月までである。
- 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関 する事項

### 【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの

採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現 状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及び でまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがな いよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする

#### 【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現 状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採 捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが 、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、 漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵 親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項 本県においては該当なし